営業者のみなさまへ

食品衛生責任者の責務

食品衛生責任者とは、店舗又は業種ごとに設置され、食品衛生の向上を目的に、取扱食品の点検・記録や、従事者への教育指導を実施し、また営業者へ施設改善に関する意見を述べる方を指します。

日常の衛生管理指導と最新情報の取得

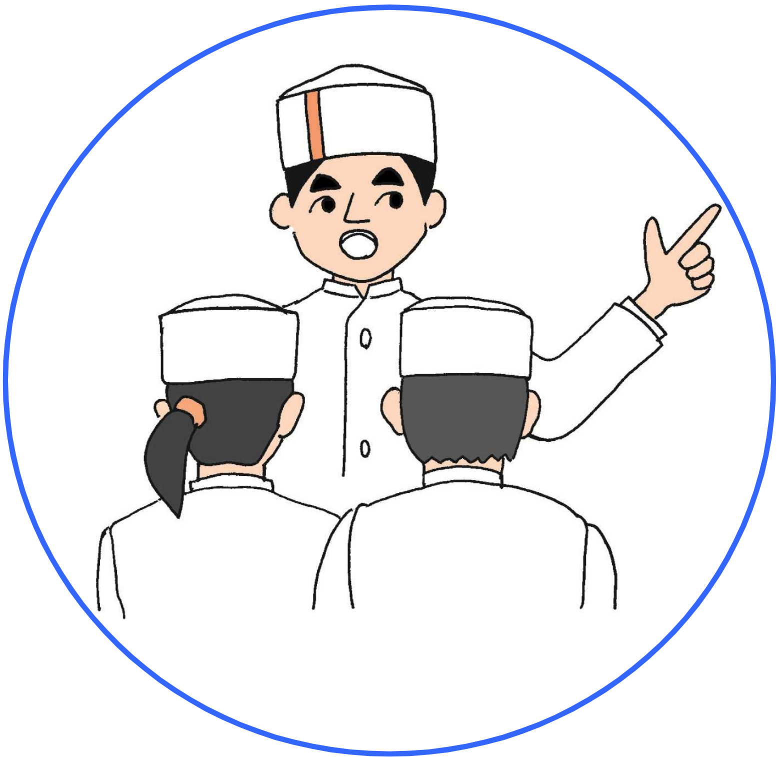

食品衛生責任者は、食品衛生に関する最新の知識をもとに施設の日常の衛生管理（食中毒防止措置、施設の整理・整頓・清掃等、従事者の健康確認、自主検便や食品検査の実施、原料や製品の衛生的な管理、各種記録の実施等）や緊急時の対応（苦情対応、食中毒発生時対応等）を実施し、またその他の従事者を指導していかなくてはなりません。

そのため、食品衛生に関する最新知識を得るため、**4年に1回講習会の受講が義務づけられています。**（代理受講や未受講は認められず、また、休業中も受講は必須です。）

食品衛生責任者の変更

営業者は、**食品衛生責任者を変更した場合、10日以内に保健所に届出**なくてはなりません。

新たに食品衛生責任者になった方が資格※を有していない場合は、設置後1年以内に講習会を受講する必要があります。

詳細は保健所又は食品衛生協会へ御連絡ください。

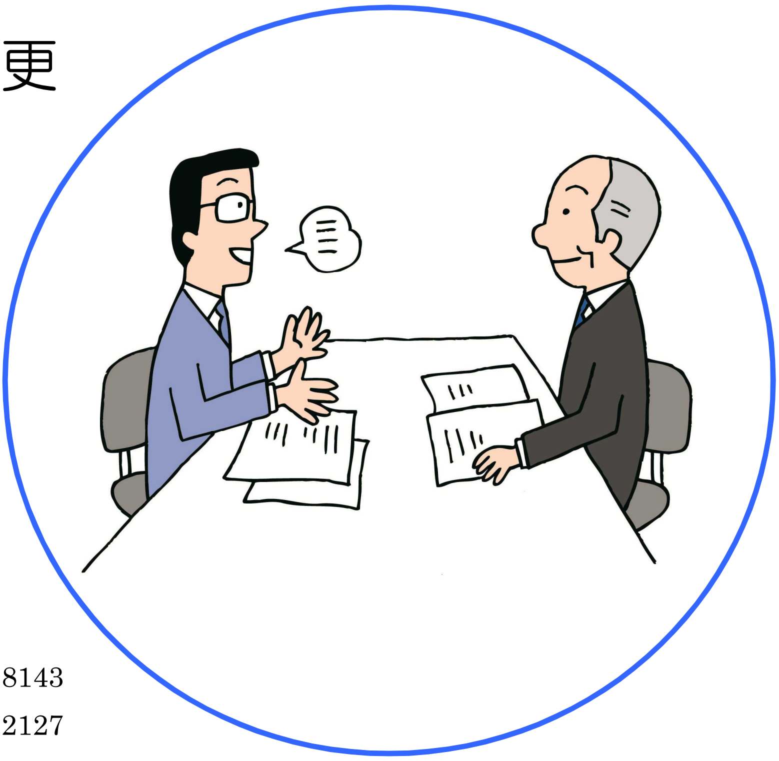

※ 資格：栄養士、調理師、製菓衛生師等

南魚沼保健所生活衛生課　電話 025(772)8143
南魚沼食品衛生協会　電話 025(773)2127

許可書等の掲示（義務）

㊟ではなく 法（法令）と 条（条例）があります

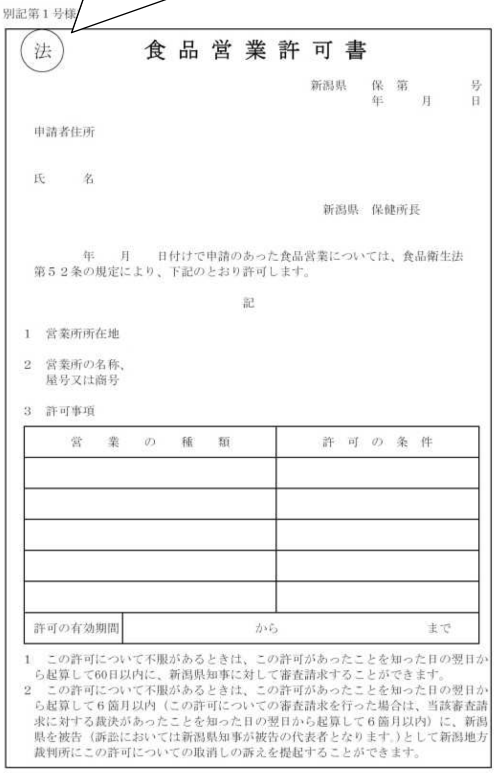

別記第1号様

法

食品営業許可書

新潟県　　保　第　　　　号
年　　月　　日

申請者住所

氏　　名

新潟県　保健所長

年　　月　　日付けで申請のあった食品営業については、食品衛生法第５２条の規定により、下記のとおり許可します。

記

1　営業所所在地

2　営業所の名称、
屋号又は商号

3　許可事項

営業の種類	許可の条件
許可の有効期間	から　　　　まで

1　この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、新潟県知事に対して審査請求することができます。
2　この許可について不服があるときは、この許可があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内（この許可についての審査請求を行った場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６箇月以内）に、新潟県を被告（訴訟においては新潟県知事が被告の代表者となります。）として新潟地方裁判所にこの許可についての取消しの訴えを提起することができます。

許可書は再発行しません
大切に保管してください

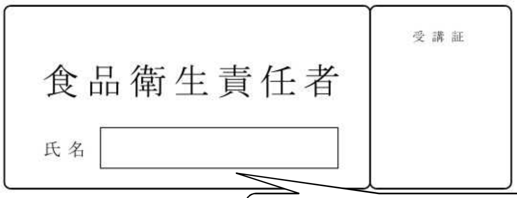

食品衛生責任者

氏名

受講証

ここに氏名を記載します

【義務】

営業者は、許可書、食品衛生責任者の氏名を営業所に掲示しなければならない。

→利用客等が見やすい場所に掲示しましょう。

【努力】

食品衛生上の危害発生防止に必要な情報（食品等の製造、加工、調理、保管、販売等の状態、仕入元、出荷先、販売先等）に関する記録を作成し、保存するよう努めること。

→自ら作成することが困難な場合、食品衛生協会作成の「食品衛生管理記録簿※2」の使用をおすすめします。

営業時の注意点

１　許可の更新

許可は５年間です。営業を継続する際は、期間内に更新申請しましょう。

２　営業中の変更

食品衛生責任者・法人所在地・法人代表者の変更や、施設の大幅な改修時には、変更から 10 日以内に保健所へ『変更届』を届け出なければなりません。（**施設改修時は、事前に相談する**ことを強くおすすめします！）

３　日常の衛生管理と、定期自主検便

手洗いの活用（2 度洗いが有効）や、定期的な自主検便等を励行しましょう。

４　食中毒防止や最新情報の収集

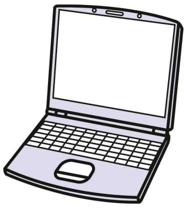

食品衛生に関する法令や基準は、たびたび改正されることがありますので、情報収集に努めましょう。

（県ホームページ「にいがた食の安全インフォメーション」に掲載されます。）

５　食品に伴う有症情報（疑いを含む。）の取扱い

利用者から店に、食品を食べて発症したとの情報があった場合、直ちに医療機関にの受診をすすめましょう。また、保健所へも情報提供しましょう。